

「本別町 SDGs 未来都市計画」の官民協創による

地域課題解決型事業に関するガイドライン

1. 背景と現状

本町では、「第7次本別町総合計画」を最上位に位置付け、総合的・計画的なまちづくりを進めており、これらにデジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させるための計画として令和6年3月に「本別町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定しました。その中で、「こころを合わせてみんなの笑顔を未来につなぐ」を「まちの将来像」と位置付け、将来像を実現するため、以下を2030年ゴールに向けた基本姿勢として掲げています。

基本目標1：元気な産業をつくり安心して働けるようにする

基本目標2：本別への新しい人の流れをつくる

基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4：安心して暮らせる地域をつくる

「本別町デジタル田園都市構想総合戦略」

(https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/administration/img/R6.R7sougo_usenryaku.pdf)

現在、全国小規模自治体の共通の課題である人口減少・少子高齢化は本町でも問題になっており、それに伴い様々な地域課題の複雑化、町民のニーズの多様化が起きている。そのような中で、行政が手のつけにくい課題も増えており、今後、行政独力でこれらの課題を解決するのが困難になっていくことが予想されます。それらを解決するために、今後町で行なっていく取組や事業を、地域の多様なステークホルダーでまとめる機能「本別町 SDGs、脱炭素推進協議会」（以下、協議会）の設置を行い、2030年をゴールとして、身の丈にあった手法や手段をタスク・スケジュールに落とし込んだ「本別町 SDGs 未来都市計画」（内閣府令和6年選定）を策定しました。現在、本町では、行政・町民・各団体（農協・商工会）・教育機関（農業大学）・地域金融機関（北洋銀行・帯広十勝信用金庫）・民間事業者などで連携しながら、多様な主体との協働を目指すために、令和6年から協議会等を通じて様々な取組を進めています。



図 1. 本別町 SDGs 未来都市「本別町のあるべき姿」イメージ図

■SDGs 未来都市計画：[地方創生SDGs](#)・[SDGs 未来都市](#)・[自治体SDGs モデル事業](#) - [地方創生推進事務局](#)

2. これまでの官民の取組

本町ではこれまで、業務委託をはじめ、事業連携協定、指定管理者制度など様々な手法を活用することで事業者と連携し、公共サービスを提供してきました。しかし、これらの連携は、事業の制度やルール、施設の場合は仕様など、詳細をあらかじめ町が設計した上で事業者を募集する行政主導の連携が多く、民間提案等のプロポーザル募集までを、コンサルタントや設計業務を請け負う事業者と町とでこれらを企画するため、実際に運営する事業者のノウハウやアイデアが活かしきれていない状況があります。これらを解決するために、行政主導のまちづくりから一歩踏み出し、地域内の事業者が主体となり、地域外（都市部等）事業者と幅広く連携した主体的な取組を求め、利益を確保しながら地域課題が解決できるサービスを持続的に提供していくことが重要だと考えています。

令和 6 年度からの「本別町 SDGs 未来都市計画」の推進にあたり、本町が目指す、官民（公民）等による地域課題を解決する事業に関する企画のコンセプトや、企画するにあたっての考え方・価値観などをわかりやすく共有するため、これまで本町で行ってきた取組を通して見えてきた様々な地域課題を整理し、既存の枠組みにとらわれることのない解決

手法を基本として、町と事業者が共に優れた地域（公共・民間）サービスを効率的かつ持続的に提供していくために必要となる基本的な考え方や仕組み、方向性を整理し、双方で共有するために本指針（ガイドライン）を作成しました。

本指針（ガイドライン）は本町と地域内外の事業者等との様々な連携や関わりによる地域課題の解決につながる事業化に向けて、改善を重ねながら推進を行なうためのものです。

3. 官民協創の地域課題解決型事業創出の目的

本町における官民連携、公民連携、官民協創の定義

官民連携	行政（官）と民間（民）が行政主導のもと公共サービスを提供するスキーム
公民連携	民間主導で公共サービスを提供するスキーム（民間のみで実施するケースも含む）
官民協創	行政（官）と民間（民）のオープンイノベーション、町民のためになる新たな取組を創造すること

本町の官民協創による地域課題解決型事業の目的は以下の通りです。

■本町における地域（社会）課題の解決に貢献する事業

本町の有する物的資源やサービス、民間事業者・団体等のアイデアやノウハウ、資金等を集結し、地域課題解決に貢献すると同時に利益を得る事業やサービスの開発を持続的に実施していきます。

■本別町の地域事業者、団体の新たな事業・サービス展開につながる事業

本町の事業者や団体等の既存事業・サービス等と連携し、域外事業者のもつノウハウ、技術（DX など）、人材、資金などを活用しながら、新たな事業・サービス等を構築し、これまで解決できなかった地域（社会）課題について最適なアイデアを得て解決していきます。

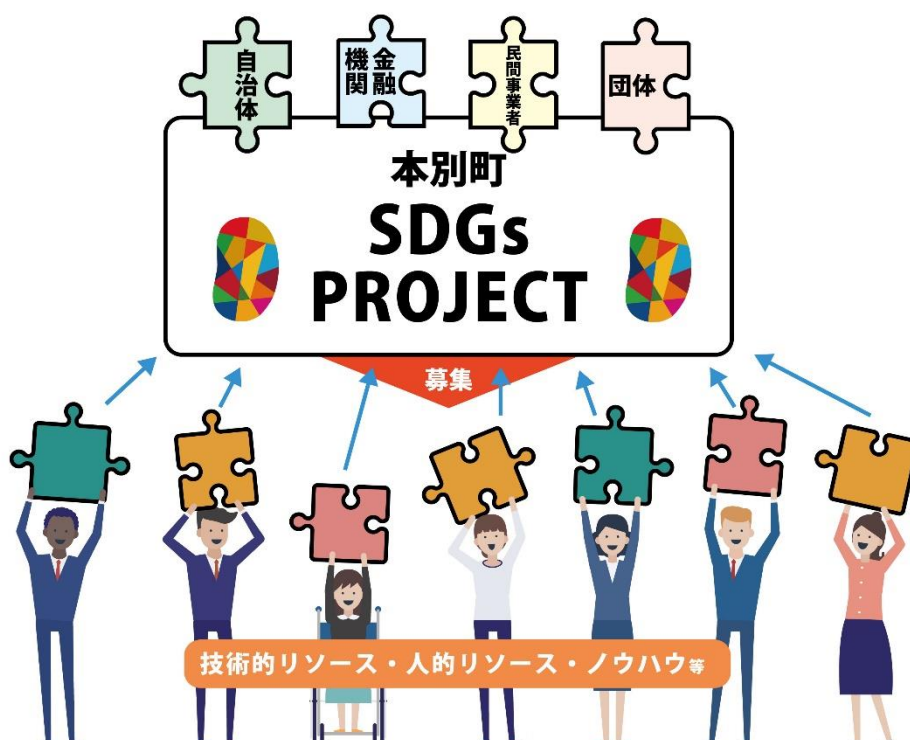
■行政コスト削減の手法

これまで町が提供してきた公共サービスや、町が手を出しにくい地域（社会）課題について、公共性を保ちつつ、事業者のアイデア・ノウハウ等を活用して行政コストの削減を図ります。また、「本別町 SDGs 未来都市計画」に賛同する域内外の事業者を増やすため、

全体の取組にストーリー性を持って PR することで、地域課題解決の実装フィールド、新たなサービス開発など、様々な参加（事業参加、**企業版**ふるさと納税等）方法が期待でき、事業者視点での公有財産や新たな制度等の構築を図ります。

■地域経済の活性化

官民協創における新たな地域課題解決事業創出を通して、地域の生活サービスの維持・発展(DX 化など) に対する貢献や、それらにより実現できる地域内利益の好循環、地域内の雇用の創出など、地域経済活性化を図っていきます。



4. 本別町における官民協創を推進する仕組み

(1) 基本体制

本町は、令和6年度12月に「本別町SDGs未来都市計画」の実現を目指し、協議会の実行部隊として、本町と民間事業者をつなぐ中間支援組織「(一社) きらめきほんべつ」(以下中間支援組織)を設置しました。本町では、町内外の事業者からのアイデア・ノウハウ・提案等を整理した上で、本町の担当部局(未来創造課)と町の制度やルール等の確認を行い、これらの事業化へのマッチングが図れるかどうかを協議会において協議・検討を行う体制を構築します。

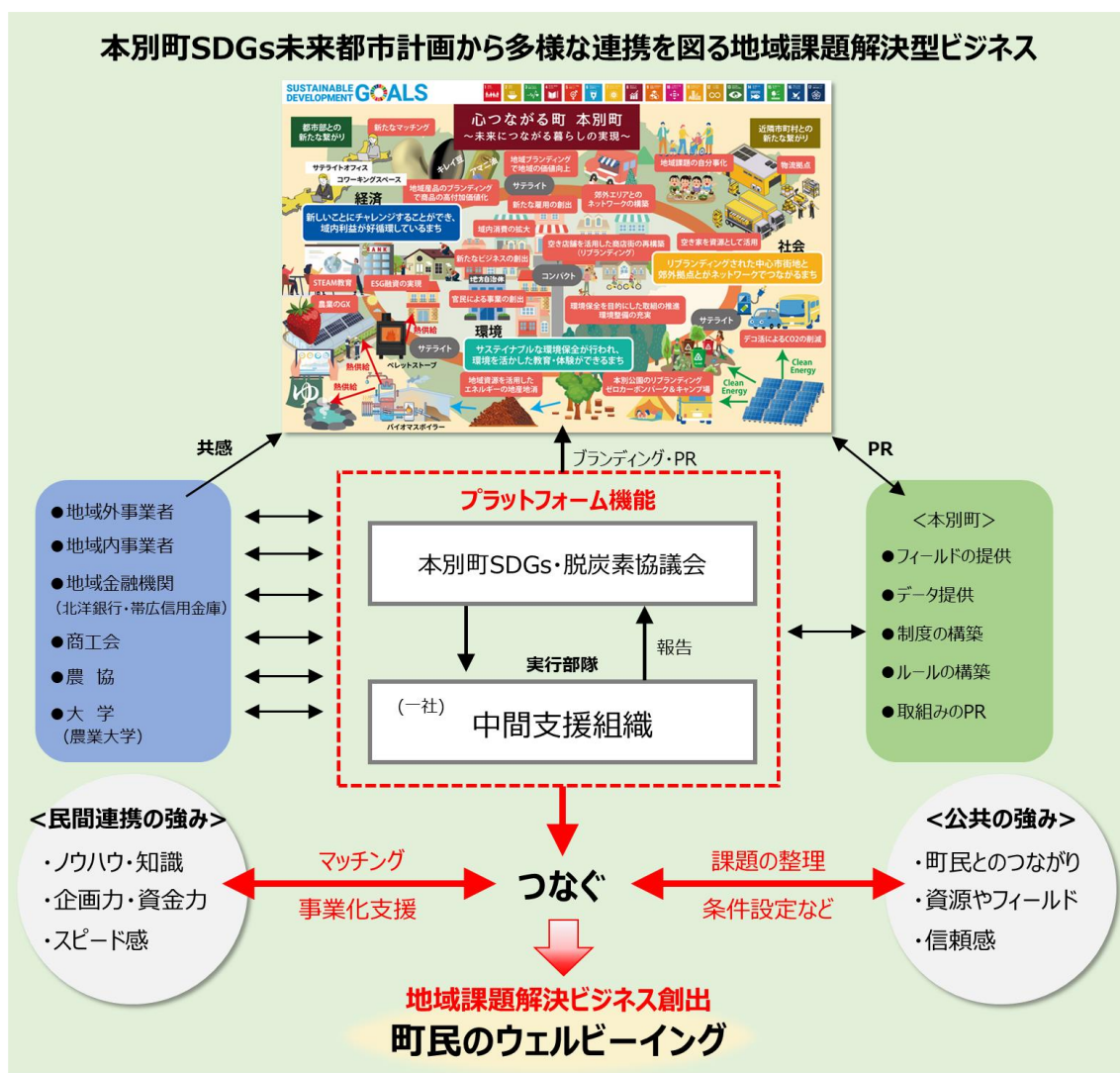


図 2. 本別町地域課題解決型ビジネスの体制イメージ図

(2) PF（プラットフォーム）の役割

①民間事業者や各団体等からの提案における役割

- 「本別町 SDGs 未来都市計画」における多様な連携を図るプラットフォームとして、協議会と中間支援組織が連携しながら、公共と民間の強みが最大限に活かせる仕組みを構築していきます。
- 本町が構築する制度（参加制度、寄付、補助金など）を共有した上で、事業参加する民間事業者等に、事業化へのマッチング、事業化支援（活用できる国の予算等のアドバイス、活用できるフィールドの情報、事業化の条件等の整理など）を行います。
※資金調達や事業計画書等の相談は地域金融機関や商工会等と連携して進めることも想定しています。

②官民協創による地域課題解決型事業の情報発信

- 町の官民協創に対する考え方を発信し、各取組や目的を理解してもらうことで、効果的なマッチングや提案につなげます。また、その際に参加する民間事業者にとってのメリットなども広く周知します。
- 今後、地域課題に貢献する新たなサービスを活用する町民に、自治会やイベント等を通して、分かりやすい勉強会やワークショップなどを開催することで、広く理解を得ていきます。

③今後の提案・アイデアの整理

- サウンディングや民間提案から得たアイデアや企画に基づき、本指針（ガイドライン）を改善していきます。今後、民間事業者等からの提案やアイデアを公表し、町民をはじめとする地域の多様なステークホルダーからの共感を得て、事業を進めていきます。

5. 民間事業者の提案について

本町における地域課題解決型事業の提案は、行政と企業が互いの強みを活かし協働することで、外部のリソースの力を借りた課題解決を超えて事業化を行い、利益を得ながら持続可能に取り組むことを目指しています。

(1) 民間提案のフロー

以下の 2 つの形式にて、より多くの事業者からの提案を幅広く募集し、従来の手法や発想にとらわれない提案を受け付けます。

A. 域内事業者型

PF（プラットフォーム）内で設定した、町内の解決したい地域課題を発信し、町内事業者や団体等がその課題に対する解決策を提案する形式。

B. 域外事業者型

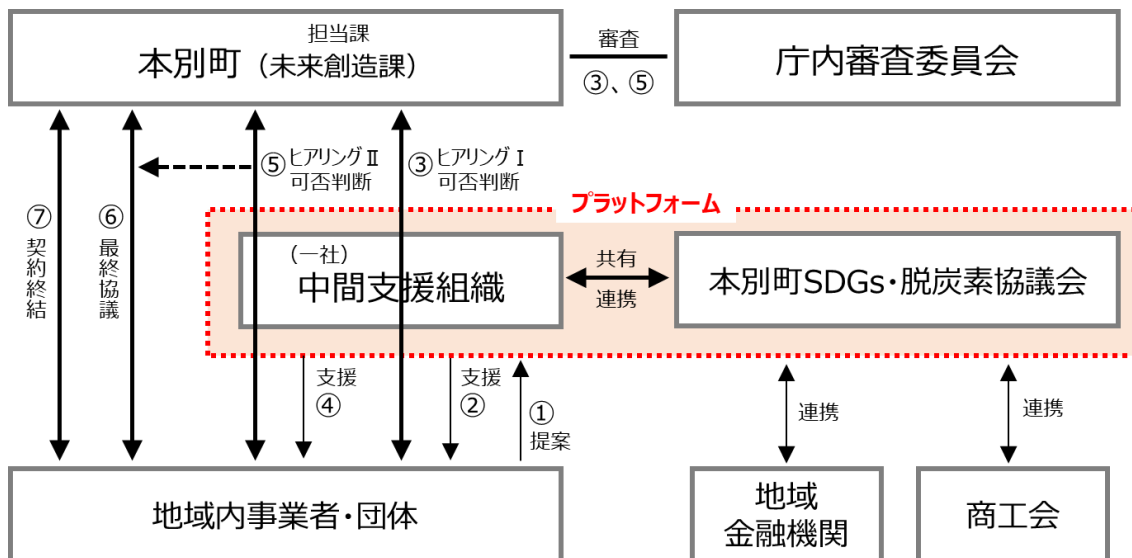
PF（プラットフォーム）内で設定した、町内の解決したい地域課題について、ある程度の町内事業者や団体等との連携を想定した課題解決スキームを発信し、域外の事業者が、自身の技術・システム・ノウハウ・人材等などを活用して地域のステークホルダーと連携できるような解決策を提案する方式。

募集媒体

町の HP、国等のプラットフォーム（内閣府 地方創生 SDGs 官民連携 PF など）、中間支援組織（PF）の HP、地方紙等

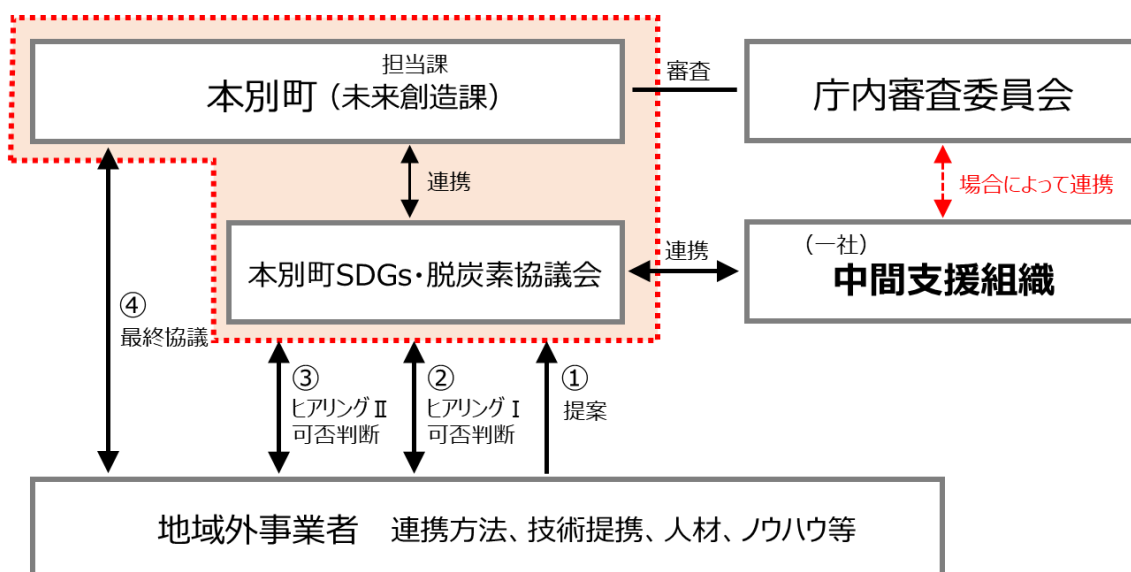
■民間提案のフロー

<A. 域内事業者型>



- ① 「本別町 SDGs 未来都市計画」の取組に共感した地域事業者が、地域課題解決につながる地域サービス・商品の開発、空き店舗・空き家の利活用、町の遊休施設・不動産の利活用などの様々なアイデアを中間支援組織に提案します。
- ② 提案を受け、提案内容を整理した上で、既存事業者との連携方法などをアドバイスし、場合によっては各専門家や団体ともつなぎ、支援を行っていきます。この時点で、次に実施する町とのヒアリングを想定した提案書(事業スキーム、事業計画等)の作成をします。
- ③ 町と、提案を行う地域事業者等でヒアリングを行います。この際に地域事業者が作成した事業スキーム等のプレゼンテーションを行い、この時点における町の庁内評価を行い、2回目のヒアリングに進むかどうか可否判断を行います。
- ④ 1回目のヒアリングを行った結果、町より可の判断を得て2回目のヒアリングに進む地域事業者に対して、より詳細な支援を行います。2回目のヒアリングに向けて、町の制度や契約方法の確認や、事業採算性の再度検証を含め支援を行います。
- ⑤ 町と詳細な内容のヒアリングを行います。この際に具体的に事業化を図る際の課題などを整理していきます。
- ⑥ 2回目のヒアリング時点での課題等を整理した上で、最終の協議を行います。
- ⑦ 最終協議で合意が得られた事業に契約締結を行います。場合によっては、予算の確保が必要な場合も想定されるため、その際には、審査委員会の実施時期により、翌年度予算もしくは翌々年度予算を確保します。

<B. 域外事業者型>



- ① 「本別町 SDGs 未来都市計画」の取組に共感した地域外事業者が参加するにあたり、本町の取組や現状の進捗状況、求めている内容を事前資料等で確認し、実績に基づいた意見や企画、連携方法（技術・ノウハウ面、資金面、人材面等）などについて、本町及び協議会に提案します。
- ② 提案を受け、町と協議会と提案を行った地域外事業者で、提案内容について対話を行います。
- ③ 町と協議会は提案と対話で得たこれらの内容を整理し、課題等の洗い出し、地域事業者との連携方法などを検討し、さらに場合によっては適切な事業者や団体を交えて、より具体的な対話を再度行います。
- ④ 最終的に協議で合意が図れた事業内容を整理し、地域事業者との連携方法をしっかり位置付けた上で事業化を図っていきます。場合によっては、予算の確保が必要な場合も想定されるため、その際には、審査委員会の実施時期により、翌年度予算もしくは翌々年度予算を確保します。

(2) 庁内審査委員会の社会課題事業化の可否について

社会課題事業化の可否について、ヒアリング（ⅠとⅡ）や最終協議における判断基準は、それぞれ以下の通りとなります。

ヒアリングⅠ

提案内容を実施した場合の本町のメリット・事業者のメリット、地域の課題解決内容、事業内容やスキーム、実施体制などについての可否判断

ヒアリングⅡ

ヒアリングⅠの内容を再検討、事業採算性、持続可能性など

最終協議

- ・本町や民間企業との関係性や制度など詳細に協議
- ・場合によっては本町との契約について協議
- ・活用可能な国の予算等の協議
- ・事業内容次第では、公募を行う必要があるかについて協議

6. 地域課題解決型事業に必要な視点

(1) 町民・利用者の視点

■町民生活サービス（地域サービス）の視点

町民が必要とする日常的な生活サービスについて、勘や経験だけではなく、自治体所有の地域データやヒアリング等を通して、地域のニーズを把握するように努めます。

■地域課題の解決

事業実施にあたっては、生活サービスの向上など町民がメリットを感じられることが重要になります。事業の目標を設定する際には、まずどのような地域課題の解決につながるかを明確にします。

想定される地域課題

- 推進のための体制づくりと人材の確保
- 町の自主財源の確保
- 新たな産業の創出、人材流出の防止

(2) 財務の視点

■町の費用負担について

原則、町の予算以外から事業費を捻出することを検討します。

ただし、経営資源に限られる中においても政策的な判断から必要性が認められる事業、官民共創により活用が可能となる交付金・補助金等により町の費用負担が軽減可能な事業、町の既存事業・サービスの代替案として新たな工夫によりコストの削減やサービスの向上に繋がる事業などに対しては、予算措置を行い、補助金としての制度構築についても検討をします。

また、町が費用負担する事業についても、町・地域内外事業者双方の持つ資源の有効活用や事業実施による収入により事業費を賄う等、極力費用負担を抑えられるような制度設計に努めるものとします。(例：交付金・補助金、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング等)

■事業者の費用負担について

地域課題解決型事業への参加を行う際の民間事業者としてのインセンティブを明確にした上で、将来的なコストが発生しないかという点にも留意し、費用対効果が最大となるように検討します。また、事業参加する民間事業者にとって、CSRの向上、PR効果による関連事業の収益拡大、取組参加への共感によるイメージアップ、データ・ノウハウの蓄積等のメリットが得られるようにします。

また、官民共創による取組で活用可能な補助金等の検討を行い、なるべく費用負担を減らしながら、事業化の推進を図っていきます。

(3) 成長、発展の視点

■新たな取組への挑戦

重大なリスクに繋がらない場合にはトライ&エラーで取組み、民間のスピードや柔軟性を活かしながら、これまでのやり方とは別の新しい体制や手法によって事業を検討します。

7. 民間提案の留意事項

①事業の実施可否

事業については、p8～9の「民間提案フロー図 A・B」に従い事業内容、費用負担等を検討した上で、事業実施の可否について決定します。

②事業実施者の選定

事業実施にあたっては、法令等に基づき、公募により事業実施者を選定する場合があります。その際に、本町が民間事業者からの提案をもとに得た情報の全部又は一部を利用し、公募のための仕様を作成させていただく場合があります。

ただし、民間事業者のノウハウに関わる内容や保護する対象とした情報については、この限りではありません。

③情報の保護

事業の実施に当たっては、透明性の確保を基本としていますが、民間事業者にとっては、提案した独自のアイデアが適切に保護されることが重要と考えています。しかし、本町では、民間事業者からの提案をある程度の概要を整理した上での公表を考えており、概要の整理については、事前に民間事業者と協議した上で行っていきます。事業実施者が決定した際には、透明性確保の要請が高まると考えるため、以下の基準で公表を行っていきます。

I. 事業の検討段階

提案タイトルや事業分野は公表しますが、原則保護します。

II. 随意契約に適さない場合の公募手続き段階（PPP/PFI、SIBなどの想定）

仕様等の作成にあたり必要な情報を一部活用することがありますが、原則保護します。

※根幹のアイデアは公表しません

III. 事業実施者が決定し事業化された段階

原則公表します。

※公表内容については、独自のノウハウ・アイデアの保護を前提として、町と事業者で事前協議を行なっていきます。

8. 町と提案事業者の対話

提案受付後は、対話やサウンディング等を通して、町と民間事業者等の双方の意見を取り入れた上で制度設計をしていきます。

対話・サウンディング等において整理・検討を行う項目は、対象が地域内事業者の場合と地域外事業者の場合で異なり、それぞれの項目については以下の通りです。

(1) 地域内事業者

- ① 地域内の課題について
- ② これまでの取組について
- ③ 課題解決に貢献するサービス・商品や有効活用できる公共資源や地域資源について
- ④ 地域課題解決事業化への手法・手段やそれらの運営体制や人的リソースについて
- ⑤ コスト構造（事業実施までかかるコストの種類や金額）について
- ⑥ 収益のイメージ（事業費の調達方法、採算性、活用が検討できる補助金）について
- ⑦ 成果指標の考え方について
- ⑧ 現時点で想定されるリスク及びリスクの回避策について

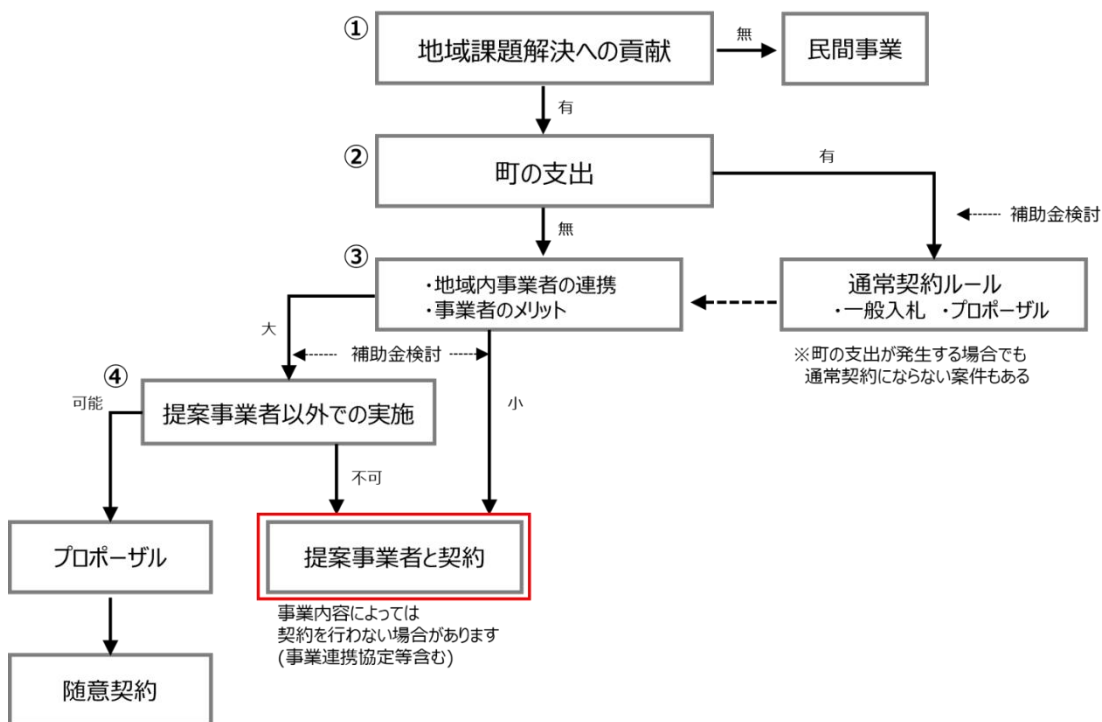
※町と地域内事業者で行う対話を想定

(2) 地域外事業者

- ① 本町の興味を持っているところについて
- ② 地域外事業者から見た本町の特色について（HP や SNS などでの意見）
- ③ 「本別町 SDGs 未来都市計画」等について
- ④ 事業者紹介とこれまでの活動について
- ⑤ 本町にどのようなサービスや技術、ノウハウ、人体リソースを提供できるかについて（具体的に）
- ⑥ どのような本町の地域内事業者や団体との連携を想定しているかについて
- ⑦ 地域とのマッチングについて
- ⑧ その他、事業連携についての課題や確認すべきことについて

※町・協議会・地域事業者と地域外事業者で行う対話を想定

9. 契約方法及び事業実施の決定フロー



【各判断ポイントの整理】

①地域課題解決への貢献

地域課題の解決に貢献する事業かどうかなど、提案事業が本ガイドラインの趣旨にあった内容かどうか判断します。

②支出の有無

- ・町の金銭的な支出があるかどうかを判断します。
- ・支出がある場合は、本町の通常の契約手段に則って進めていきます。
- ※町が補助金として支援する事業については、場合によっては判断ポイントの③に行くことも想定しています。

③地域事業者との連携、事業者のメリットの大小

- ・基本的に事業者が資源等を負担し、資金の回収を行うことを前提としています。
- ・地域の既存事業者や既存団体等との連携や、地域事業者と地域外事業者との連携等を想

定しています。

- ・社会事業としての意味合いが強く、地域課題に大きく貢献する事業提案については、利益が出ないことが想定されるため、随意契約とします。

④事業者以外での実施可否

- ・提案事業者の持つ知的財産や、他社より優位な技術・ライセンス・ノウハウ・ネットワークなどを事業内容に活かせるような、独自性のある提案であるかを評価します。
- ・提案事業者しか実施できないと考えられる合理的な判断理由がある場合には、提案事業者と随意契約をします。
- ・提案事業者以外でも実施できると考えられている場合には、「プロポーザル方式」により契約の相手方を選定します。

※事業提案が公共財産等を活用するものである場合は、PPP/PFI 事業の検討で進める場合があります。その場合は判断ポイント②の段階で協議を行い、PPP/PFI で行うことが決定した場合は、一定の手続に従って事業化を行なっていきます。

10. 事業評価

- ・事業を継続させながら、町に継続的にサービス等の提供を行うために、町と協議の上で事業の効果に成果指標を設定し、事業を最適化していく仕組みが必要です。
- ・対話の初期段階で事業スキームとともに適切な成果指標を検討し、制度設計と合わせて、目標値や評価データの具体的な取得方法や町との役割分担についても協議し、最適な評価方法を決定します。場合によっては、成果連動型 SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）による手法の検討を行なっていきます。
- ・事業実施後は、事前に決定した方法で町にて評価を行い、結果を踏まえ事業者と対話し、必要に応じて事業をアップデートします。